

徳島県告示第五百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関が開設している施術所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平尾 協	施術者の氏名	施術所の名称		施術所の所在地	変更年月日
ほほえみ整骨院		旧	新		
		徳島市山城西四丁目一八SARAL林一階テナント東	徳島市上八万町西山一八〇六		令和二年七月一日